

道祖本保育所三者協議会（第4回）会議録

1 日 時

平成27年1月31日（土） 午前9時00分から

2 場 所

道祖本保育所

3 出席者

- ・ 道祖本保育所保護者 12人
- ・ 社会福祉法人 とよかわ福祉会 理事長 他3人
- ・ 保育幼稚園課 中井課長、小西参事、北川副主幹、千葉所長

4 案件

- (1) 合同保育について
- (2) その他

5 発言要旨

(市) 皆さま、おはようございます。

今年も、どうか、よろしく願いいたします。

本日は、公・私、何かとお忙しい中、三者協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

早速でございますが、これより、第4回 道祖本保育所の三者協議会を開催したいと思います。

まず、はじめに、保護者の皆さまが、いつでも閲覧できるよう、これまでの三者協議会において協議しました現状確認と継続についての一覧表や、保護者アンケートの結果など、三者協議会に関する会議録などを含めた冊子を、保育所に置いており、閲覧できますので、ご報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、これより、進行については、三者協議会の議長であります、中井保育幼稚園課長をお願いいたします。

(市) それでは、早速始めさせていただきますと思います。

平成27年に入りまして初めての三者協議会ということで、今年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、はじめに、本年1月から、子どもたちの保育環境の変化を最小限に止めること、また、保護者の皆さまのご不安等の解消に努めるための合同保育というのがスタートしております。

ちょうど、1か月が経過したところでございますので、現在の合同保育の状況を、皆さまにご報告させていただきたいと思っております。

まずは千葉所長の方からご報告をお願いしたいと思います。

(市) おはようございます。

今、課長の方からお話がありましたように、1月5日から合同保育が始まっていて、今日で1か月が経ちました。

5、6人の方が来ていただいている、1週間ずつ、お部屋の方に入っている状況です。

今は、1日の流れを知っていただいたり、子どもさんの顔とお名前を覚えていただいている状況です。

また、2月からも入っていただく予定ですけれども、とりあえず、一人ひとりの方が、どのクラスにも入って見ていただくというふうになっています。

(市) ありがとうございます。

次に、重複するところもあると思いますが、合同保育に参加していただいています法人さんの方からも、ご報告をお願いいたします。

(法 人) Iです。よろしく願いいたします。

千葉所長の方からも報告がありましたように、6名が参加しておりますので、今週は、私が0歳児、1歳児というふうに入らせてもらっています。

1週間ごとに交代して、6週間で全クラスを回りたいと思っています。

その中で、まず、1番に思っているのが、子どもの顔と名前が一致して、ひとりでも多くのお子さんを覚えることと、クラスの中で保育士とか、子どもたちと一緒に生活を共にしながら、1日の流れを知ったり、保育室の使い方とか、他の保育園ではない、センター活動の仕組みとかも、今は見せていただいている段階です。

主に、このクラスを引き継ぐと決まりましたら、もっと奥深く担当の先生と確認しながら進めていきたいと思っています。

最近では、お誕生日会も見せていただきまして、ものすごく素敵なお誕生日会だったので、なんか汽車ぼっぼに乗ることを子どもた

ちがとっても楽しみしているということだったので、そういうこともそのまま引き継いでいきたいなって考えています。

1月から始まりまして、私たちも全然知らない職員と一緒にスタートしまして、最初はとっても緊張してはいたのですが、千葉所長はじめ、皆さん方が丁寧に、ここはこういうふうにはしているのですね、ということをお教えいただいていますので、とってもスムーズに移行できているように感じています。

来週から2月に入るのでございますけども、早い勤務とか夕方遅い勤務も経験させてもらったり、土曜日の保育も経験させてもらって、保育の体制とか、どういうふうになっているのかということも見ていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。以上です。

(市) ありがとうございます。

ただ今、合同保育の現状について、それぞれから、ご報告させていただきました。

何か、合同保育につきまして、ご質問等がございましたら承りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) 大丈夫でしょうか。

また、いつも申し上げますけれども、この場に出てこなくても受付させていただきますので、ご質問がありましたら、後日でも結構ですので、ご連絡いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の案件に進めさせていただきたいと思っております。

次は、「その他」ということになります。今回の案件やこれまでの案件、その他のことでも結構でございますが、何か、ご意見・ご質問等がございましたらこの時間を利用して承りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(保護者) 前回、前々回か、2回目の時に要望書を出させていただいたのですが、また、新たに要望書を出させていただいてもよろしいでしょうか。

(市) 大丈夫です。

前の回答を、まだ、お渡しさせていただいていないということで、また、所長を通じて、早急にお渡しさせていただきますのでよろしく願いします。

(保護者) よろしいでしょうか。

以前にうちの子が、食べ物アレルギーが強いのですけれども、その食べ物アレルギーの子が使うお皿とかをどうしようかっていうお話があったのですけれども、これって変更ありますか。

今、使っている食器と違うものを、児童全員分、揃えるって訳ではないのですよね。

食べ物アレルギーの人の分の食器を変えるっていうのは、どういうふうに考えていますか。

(法 人) 確か、変えようっていう提案ではなくて、そういうやり方もよそではありますよと、ただ、違う色の食器にしたら、なんで私だけ違うのということにもなるので、何が一番いいかということ、当事者の方と、よくお話を決めていくという方法が一番いいのかなというようなことです。

だから、何か、こうしたいという提案ではなくて、アレルギーの対応の仕方として、何が一番いいかということは、よく話し合いをして決めていくというやり方がいいということです。

現状で、満足されているのであれば、それはそれで結構です。

(保護者) 今のところは、特に問題はないのですが、例えば、お皿に1重の印があるのを2重にするとか、そういう簡単な、大げさな変更でなければ、例えば、作っている側の方にも、これはYくんの分だと分かるようであれば、そっちの方がいいのかなと考えていたのですが、あまり目立ってしまっても、他の子が、そっちの方がいいとなってしまうと、変えてしまうようであれば困るので、かといって、分かりやすく目立たないようにと、そういうちょっとした変更ができるようであれば、それもいいかなと思いました。

その辺の話が進行しているのかなと思って。

うち以外にもおられるので、私だけじゃなくて、その方たちの意見とかも併せて、聞いていただきたいなと思うのですけれど。

(市) 現状は、一人ひとり、アレルギーのあるお子さまとか、宗教食のあるお子さまがいらっしゃるの、名札を付けて。

(保護者) 名札は付いているのですか。

(市) 付いています。

給食室からお部屋に持ち出すときに、給食室の中で既に、例えば、これはYくんのとか、これは誰々くんの、誰々ちゃんというような感じで、こういうプレートを準備して、一緒に全部運ばずに、Yくん

のものとしてお部屋に運んで、絶対に間違えないようにプレートも付けて、他の子のものは、入っていない状態です。

(保護者) うちの子が、まず初めに、持ってきてもらえると聞いているので、他の子と入れ替えとか、そういうのはないのかなと思うのですが。

(市) 職員が手渡しで持っていかせていただいているという状況です。恐らく、どこのクラスでも、そのようにしていただいていると思います。

(保護者) ありがとうございます。

特に、そういうので問題はないのですが、子どもの考えることなので、目を離したすきに、入れられたらもう誰も分からないので、万が一に対しての対応なですけれども。

(市) 机を別個にさせてもらって、手が届かないようにというようなこともさせていただいています。

(保護者) そういうふうなことをしていただいているのを、また、申し送りしていただけますようお願いいたします。

(法人) ちょっとよろしいですか。

書類を今、書かせていただいているのですが、合同保育は2日ほどしか、参加させていただけてないのですが、ちょっと書類を見させていただいているのですが、そのことも書類にちゃんと書かれてあって、トレーの上に乗せるとか、まだ、そこまできっちりしたというか、細かい引継ぎっていうのはないのですが、書類の中にみんな記入しているのを見ました。

今、所長先生もおっしゃったように、机をちょっと離して、手が届かないような配慮をされているようです。

それをこっちの法人の職員が、書類に書かせてもらっていますので、徹底するようにいたします。

また、4月以降、食器を変えるなどの配慮をしたいと思いますが、今、現状でいいのであれば、あんまりかえってこう慣れているのに変更してもいけないので、現状をとにかく引き継ぐという形にさせてもらいと思います。

(保護者) 現状の維持をしていただければ、特に、食器は問題ではないかと思っていますけど、結構、気を使ってやっていただいているので、意味があつてのことだと思いますので。

(法人) 書類の中にも記入していますので、全職員に徹底するようにいたします。

(市) 食器を変更するような協議というのは、これまで会議録も食器の変更まではなかったと思うのですけど。

(保護者) ここではなくって、よそではしているところがあってというのを
お聞きしていたので、それで、もし変わるのであればと思っていた
のですけれども。

(市) そういう形で、現状をしっかりと引き継ぎをさせていただきたい
と思います。

また、3月に希望される保護者の方を対象に、必ず実施ではないの
ですけど、希望される保護者の方を対象に個人懇談をとということで、
今、ご案内をさせていただいて、回答をいただきながら日程を調整さ
せていただこうと思っていますので、また、そういうことをしっかりと
伝えておきたいなということであれば、個人懇談をご希望してい
ただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(市) よろしいですか。

その他、何かございませんでしょうか。

(保護者) 初めての参加で、これまでの経緯が分かっていないので、もしか
したら、回答済みかも知れないのですけれども、新しく変わった時
に、先生の数に増減ってというのはあるのでしょうか。

子どもの数はあんまり変わらないと思うのですけど、先生の数が割
と、ここは多い印象があるのですけども、やっぱり減ってしまうのか
なというのをちょっと気にしてしまして、うちの子は、今3歳児で来
年4歳児なのですけれども、ちょっと障がいがありまして、暑い日と
か、寒い日とか、みんなと一緒に行動できないので、ちょっと配慮が
必要だったりするので、もし減った時の対応が気になっています。

もしかしたら、回答済みかも知れないのですが、減るのであった
としても、今までの保育の流れを引き継げるかどうかなっていうの
が気になりまして質問させていただきました。

(法 人) 障がい児保育については、レベルを下げることはありません。

ちなみに、現在まで確保いたしました、とよかわ福祉会としての
職員ですけれども、園長1名、主任保育士2名、正規職員が18名、非
常勤パートが6名、いわゆるパート職員さんが5名、合計保育士が2
9名、看護師が1名、栄養士が1名、調理師が1名、調理補助がパー
ト含めまして3名、事務補助としまして1名ということで、トータル
36名の職員の配置をすることになりました。

これが現状より多いか少ないかというのは、ちょっと分かりません

けれども、国の基準でいうところの子どもに対する保育士の対応数というところでは、もちろんクリアしないと認可されませんので。

(保護者) その基準よりも、こう上回っているのか。

(法人) 障がい児加配ということでは、それも引き続き対応させていただいて、それも基準に入っておりますから、そういう意味で下がることはないです。

(保護者) そうですか。

(市) まず、障がい児保育の加配の考え方ですが、1対1の加配が必要だというふうに判断させていただいて加配がついている分については、そのまま継続をさせていただくという形になります。

他にも配慮が必要なお子さんとかいらっしゃって、クラスの運営として、一人の加配が必要と判断をさせていただいている場合などは、クラスの歳児が上がることによって、子どもの成長を見て、その中で、今までクラスの加配として付いていたけれども、付かないこともありますし、やっぱり、もう少し加配が必要だということで付けさせていただくこともあるので、そこは、しっかりと保育幼稚園課の指導主事が確認しながら、しっかりと判断させていただいて加配を付けさせていただいています。

また、基本は、民営化1年目ということで、加配の部分については、配慮した形で継続というようなことで、市としても考えておりますので、それを法人さんの方にお問い合わせすることになります。

保育士の数については、基本的に、公立の保育所では、フリーの保育士（フリーではなく、週休対策）がいますが、民間の保育園には、フリーというような概念がないので、少し保育士さんの数が、全体で見ると、今までは40人で運営していたのが、36人になってくるといような可能性はあるのですけれども、日中の保育は、しっかりと対数の配置が決まっていますので、その基準は守っていただくというのは、法人さんもお存じですし、そういう形で守っていただけるといふふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

フリーの保育士の概念（フリーではなく、週休対策）などは、引き継ぎの確認事項という項目をまとめた冊子を置いてあるのですが、また、ご覧いただけたらと思います。

今日、予備をMさんにお渡しをさせていただいておりますので、もし必要でしたら、確認事項として、こんな確認をしていますというよ

うな部分があるので、こういう部分は継続していきますとか、この辺の部分については、少し難しいと考えていますというのがあるので、また、見ていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(保護者) また、見させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

(市) その他に、いかがでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) これで、本日の案件は、全て、終了いたしました。

今回は、2月28日(土)の開催予定でございます。

また、後日、保護者の方と案件等を調整させていただきまして、正式に、改めて、ご案内させていただきたいと思いますので、ご予約の方よろしくお願いたします。

(市) すいません、一つだけよろしいでしょうか。

今、新制度が始まることによって、基本保育時間というのを決めないといけないのです。

実は、その中で、保護者の方の就労状況に応じて、保育認定するというのがありまして、その認定が保育標準時間と保育短時間認定という2つの種類に分かれます。

短時間というのは、8時間、標準時間というのは、11時間の認定になります。

継続される方、今すでに入っておられる方は、希望すれば短時間の方でも、標準時間に認定することが可能です。

ただ、短時間認定と標準時間認定は、保育料に少し差がある、標準時間は、基本11時間すべて保育するというのではなくて、保護者の就労状況に応じて、最大11時間保育できますということで、そこは保育料に少し差がありますので、本当に、8時間の利用でいいとおっしゃられる方は、8時間を選択していただければ、少し保育料は安くなります。

その考え方で、公立は前30分、後ろ30分の延長保育ということにしています。

これを、今、8時間を超えた場合は、延長保育ですよという国の考え方が示されていますが、今まで8時間ではなくて、11時間超えた場合は延長保育だったのですが、これが制度的に少し変わっていくようなところになってきますので、そこを今、法人さんともお話をさせていただいておりますので、公立の決定は、まだしていないのですけれ

ども、そういう保育時間と延長保育の考え方を整理させていただいて、そこに準じてくださいというような形でお願いをさせていただいているところなのですけれども、これまでの考え方は前30分、後30分なのですが、これを例えば、前を無くして、後ろを1時間にします。

だから、18時から19時までということになるのですが、これまでは18時30分からでした。

延長保育料をいただくのは、18時から18時30分までの30分は、無料にさせていただいた形で、18時30分からは、今まで通りで、前がなくなるだけで、後ろの方は、今まで通りというような、これまでの考え方だとそういう考え方も適用できますというようなお話を少しさせていただいていまして、それが決まり次第、保護者の方にも協議をさせていただきたいと思っていまして、これまでの民営化のところでは、そういうご提案もあって、鮎川では10月から変更させていただいております。

下穂積の場合は、前をなくしてしまうと、そこに延長保育が7時から掛からないので、お仕事に早く行かれる方が、今までは7時半まで我慢していたのが、7時からになり、預ける人が増えたりすると体制が変わってしまうので、やっぱり、子どもの対数に応じて保育士を配置しないといけないので、そういう課題も色々あったりするのですが、まだ、変更という形には至っていないのですけれども、鮎川の保育園では、10月から後ろ1時間という形で、後ろの30分については、これまで通り無料という形で、30分だけ徴収させていただくという形で、前がなくなるということでご理解いただいて、そういう形でさせていただいております。

また、そういうことをさせていただくと法人さんへの補助金も、前後30分だと、30万、30万の60万で、後ろ1時間になると、130万くらいになるのです。

それが、これまでの延長保育の考え方だったのですが、そういうところを、また、法人さんの方には、保育の方に還元させていただくということをお願いをして、そちらの方が保護者の方にとっても、前の延長保育料がなくなる、後ろは、今までどおり残りますけれども、決まり次第、ご提案をさせていただければと思っておりますので、また、そういうことをご相談させていただくような形で、ご報告させていただくと思いますので、よろしく願いいたします。

(市) ご理解いただけましたでしょうか。

時間が延長ということではなくて、7時から通常保育が始まって、後ろ1時間を延長保育とするということで、延長保育としますけれども、これまでいただいていたのは、18時30分から延長保育料をいただいていたので、料金発生は、18時30分とさせていただきたいと、今、調整させていただいていて、そういう方法もありますので、決定次第、また、改めて、協議の方をさせていただきたいというお願いでした。

他に、よろしいでしょうか。

(保護者) 特になし。

(市) そうでしたら、本日の案件はすべて議論いたしましたので、本日の三者協議会はこれにて終了とさせていただきたいと思います。

お休みのところ、お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。